

【目次】

- 1 〔周知〕 副業・兼業人材活用支援事業補助金のお知らせ【高山市】
- 2 〔周知〕 求人情報発信支援事業補助金のお知らせ【高山市】
- 3 〔周知〕 外国人材雇用支援事業補助金のお知らせ【高山市】
- 4 〔周知〕 インターンシップ支援事業補助金のお知らせ【高山市】

---

1 〔周知〕 副業・兼業人材活用支援事業補助金のお知らせ【高山市】

---

都市部の高度人材とのマッチングにより、市内事業所のマーケティング力の強化や販路拡大、人材開発など社内課題の解決・生産性の向上につなげるため、新たに副業・兼業人材を活用する事業者に対し、市内事業者が負担した人材紹介事業者へ支払う費用や副業・兼業人材へ支払う報酬等の一部を補助します。  
(令和7～9年度実施予定)

■補助対象事業

1. 市内事業者が補助対象経費を負担するもの。
2. 副業・兼業人材（飛騨地域外）を市内の事業所等の業務に従事させるものであること。

※副業・兼業人材については要件があります。詳細はHPをご確認ください。

■補助対象経費

1. 人材紹介事業者へ支払う登録料、掲載料及び人材紹介手数料
2. 副業・兼業人材へ支払う交通費、宿泊費（食費を除く。）、報酬及び委託料。ただし、事業の実施に必要と認められる範囲に限る。
3. その他、副業・兼業人材の活動に必要と認められる経費

■補助金の額

補助対象経費の2分の1。ただし、1事業者当たり1年度につき200千円を限度とする。

(この補助金は令和7～9年度の3年間の実施予定です。)

■申請方法

補助対象事業を着手する前に「高山市副業・兼業人材活用計画認定申請書」を窓口に提出してください。  
補助金交付までの手続きについてはHPをご確認ください。

■ホームページ

その他要件等ございますので、ホームページでご確認ください

<https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000067/1002790/1002803/1022230.html>

■問い合わせ

高山市役所雇用・産業創出課

TEL 0577-35-3182

---

## 2 〔周知〕 求人情報発信支援事業補助金のお知らせ【高山市】

---

市内事業者の人材の確保を後押しするため、就職情報ウェブサイトなどを活用した求人活動に係る経費の一部を支援します。（令和6～8年度実施予定）

### ■補助対象者

高山市内に事業所を有する中小企業者であること

### ■補助対象事業

次に掲げる常用労働者の採用を目的に行う求人活動

- ・大手就職情報ウェブサイト（スカウト型求人サイトを含む）での求人情報掲載及び企業紹介動画配信
- ・特化型就職情報ウェブサイト（スカウト型求人サイトを含む）での求人情報掲載及び企業紹介動画配

信

- ・飛騨地域以外で開催される合同企業説明会（ウェブ活用型合同企業説明会を含む）への出展

### ■補助金の額

補助対象経費の2分の1以内

1事業者あたり上限20万円

※千円未満切捨て

### ■申請期間

事業認定 令和7年4月1日から事業の着手前まで

交付申請 補助対象事業が完了した日の翌月末日又は令和9年3月31日のいずれか早い日まで

### ■ホームページ

その他要件等ございますので、ホームページでご確認ください

<https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000067/1002790/1002803/1016831.html>

### ■問い合わせ

高山市役所雇用・産業創出課

TEL 0577-35-3182

---

## 3 〔周知〕 外国人材雇用支援事業補助金のお知らせ【高山市】

---

市内の人材不足が深刻化する中、多様な人材の活躍による市内の人材確保を図るため、新たに外国人材を雇用する事業者に対し、経費の一部を支援します。（令和6～8年度予定）

■補助対象者

市内に事業所を有する事業者

■補助対象事業

次に掲げる要件を全て満たすもの（※1）

・令和6年1月1日以降の新たな外国人材の直接雇用（転勤、出向、出張等による勤務地の変更を除く）

であり、かつ雇用した日（外国人雇用状況届出の日）から1年以上継続して雇用するものであること（※2）

- ・市内の事業所等で外国人材を就労させるものであること
- ・常用労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上）として外国人材を雇用するものであること
- ・事業者が補助対象経費を負担するものであること
- ・市内に住民登録をした日から1年以内の外国人材を雇用するものであること

※1 他の補助金の対象事業であり、同一経費に対して補助金の交付を受けている場合は対象外となります。

※2 農業に従事する者として雇用する場合は、6月以上継続して雇用するものであること。

■補助対象経費

- ・登録支援機関、監理団体および日本国内の人材紹介会社に雇用開始時に支払う初期経費
- ・在留資格の変更の申請および在留期間の更新の申請に係る書類の作成に要する費用(収入印紙代及び

入

国管理局へのこれらの申請の取次ぎに要する経費を含む)

- ・外国人材の就労時の入国を目的とした渡航費用
- ・留学生として国内の学校等を卒業した後雇用する外国人材の就労時の高山市内までの移動費用
- ・外国人材受入を目的とした、住宅借上、ハウスクリーニング、社宅の購入・改修等住環境整備に要す

る

費用

- ・その他特に市長が必要と認めた費用

■補助金の額

補助対象経費の3分の1以内

1事業者あたり上限20万円

※千円未満切捨て

■申請期間

- ・事業認定 令和7年4月1日から事業の着手前まで
- ・交付申請 補助対象事業が完了した日の翌月末日又は令和9年3月31日のいずれか早い日まで

■その他注意点

- ・事業開始前に雇用計画の認定申請をする必要があります（その後、市の計画認定を受けて事業実施した後、補助金の交付申請をする流れとなります）

■ホームページ

その他要件等ございますので、ホームページでご確認ください

<https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000067/1002790/1002803/1019849.html>

■問い合わせ

高山市役所雇用・産業創出課

TEL 0577-35-3182

---

#### 4 〔周知〕 インターンシップ支援事業補助金のお知らせ【高山市】

---

学生のインターンシップを受け入れた市内事業者に対して、事業者が負担した滞在費および往復に必要な交通費の一部を補助します。

■補助対象者

市内に事業所を有する事業者

■補助対象事業

次に掲げる要件を全て満たすもの

1. インターンシップを目的としたものであること
2. 事業者が実習生の滞在に要する費用の一部又は全部を負担するものであること
3. 事業者と実習生が雇用関係にないこと。ただし、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成2年法務省告示第131号）第9号に該当し、在留資格を取得して行う海外インターンシップの場合を除く。
4. 市内の事業所などで実施するものであること

■補助対象経費

事業者が負担する実習生の滞在に要する費用のうち、次に掲げる費用。

1. 市内の賃貸住宅・借家などの家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料及びハウスクリーニング料。ただし、事業者が自らが所有する社宅、社員寮に係る費用は除く
2. 市内宿泊施設の宿泊料
3. 実習生が居住する場所から実習中に宿泊する場所までの1往復に必要な交通費
4. その他特に市長が必要と認めた費用

※報酬が発生するインターンシップの場合は上記対象経費のうち、1、2を除く

■補助対象期間

3日以上（同一の実習生につき、年度あたり延べ90日を上限とする）

■補助金の額



F A X : 0 5 7 7 - 3 5 - 3 1 6 7

E-mail : [rousei555@city.takayama.lg.jp](mailto:rousei555@city.takayama.lg.jp)

\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/